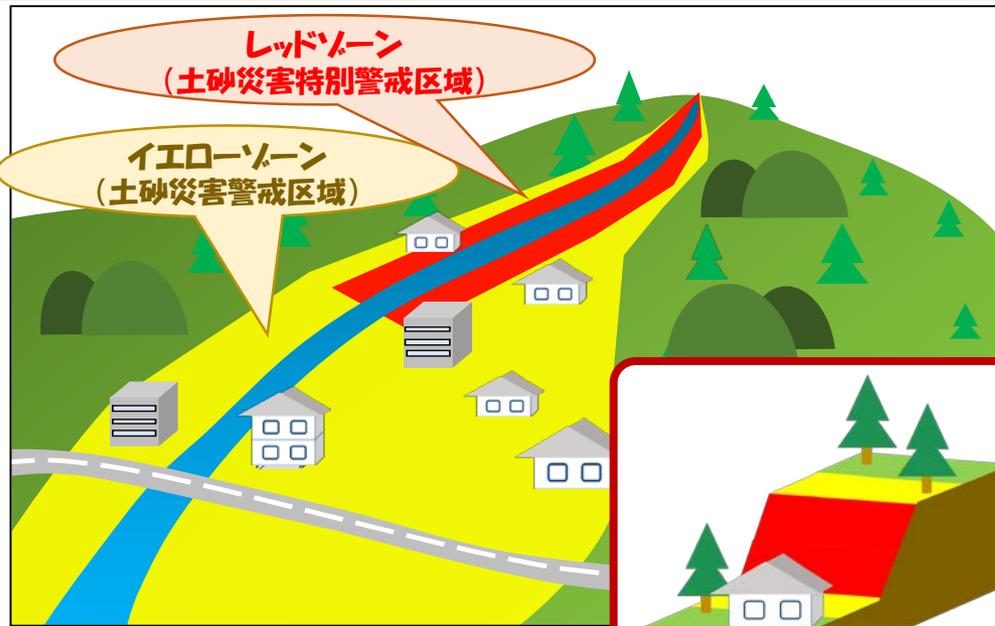


総合的な土砂災害対策の推進について（報告）
参 考 資 料

平成27年6月
中央防災会議 防災対策実行会議
総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ

地域における土砂災害リスクの把握、共有



谷の出口は特に被害が甚大

土石流の流下方向から離れば
(横断方向に高所であれば)被害は軽微なことも



行政からの情報提供

土砂災害防止法に基づくレッドゾーン、イエローゾーンの周知

(H31年度末までに全国基礎調査を完了)

(基礎調査が完了するまでは土砂災害危険個所の情報を適宜周知)

※説明会の実施、掲示・回覧板、個別郵送等、様々な手段により危険性を注意喚起

住民自らによる平時における危険性の点検

- 自らの目で、「谷の出口」、「がけの直下」など、土砂災害の危険な地域かどうかを点検
※降雨時には近づかないようにする！
- 自主防災組織等を活用し、地域の地形・地質、過去の災害履歴等を共有

意味合い

- 避難に時間を要する人（要配慮者）に対して避難を促す
- 一般の人々に対して避難の準備を促す
- その発令にあわせて避難場所を開設する

- 土砂災害警戒区域・危険箇所等に居住する住民に対して**早めの自発的避難**を促す
- 自発的に避難を行う人々を**避難場所に受入れ始める目安**

改めて強調

発令の区域

- 市町村全域に発令していることが多いが、住民が危機感を感じられるようにするには、対象区域をある程度絞ることが望ましい
- 一方、現在の気象予測精度では、対象区域を小さく絞って発令することは困難



合併前の**旧市町村単位**、**地形区分**（山で分断）というように、市町村管内をおおまかに分けた地域

+

土砂災害警戒区域・危険箇所等

重ね合わせた区域に発令

発令のタイミング

- 大雨注意報・警報、気象情報等を参考にして**早めに発令**

- ①要配慮者の避難時間の確保
- ②**夜間における避難の回避**

例えば、次のような事態が予想されている場合には、夕方に発令を検討

- ・夜間から明け方にかけて大雨警報（土砂災害）が継続する可能性
- ・夜間に大雨注意報が大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性

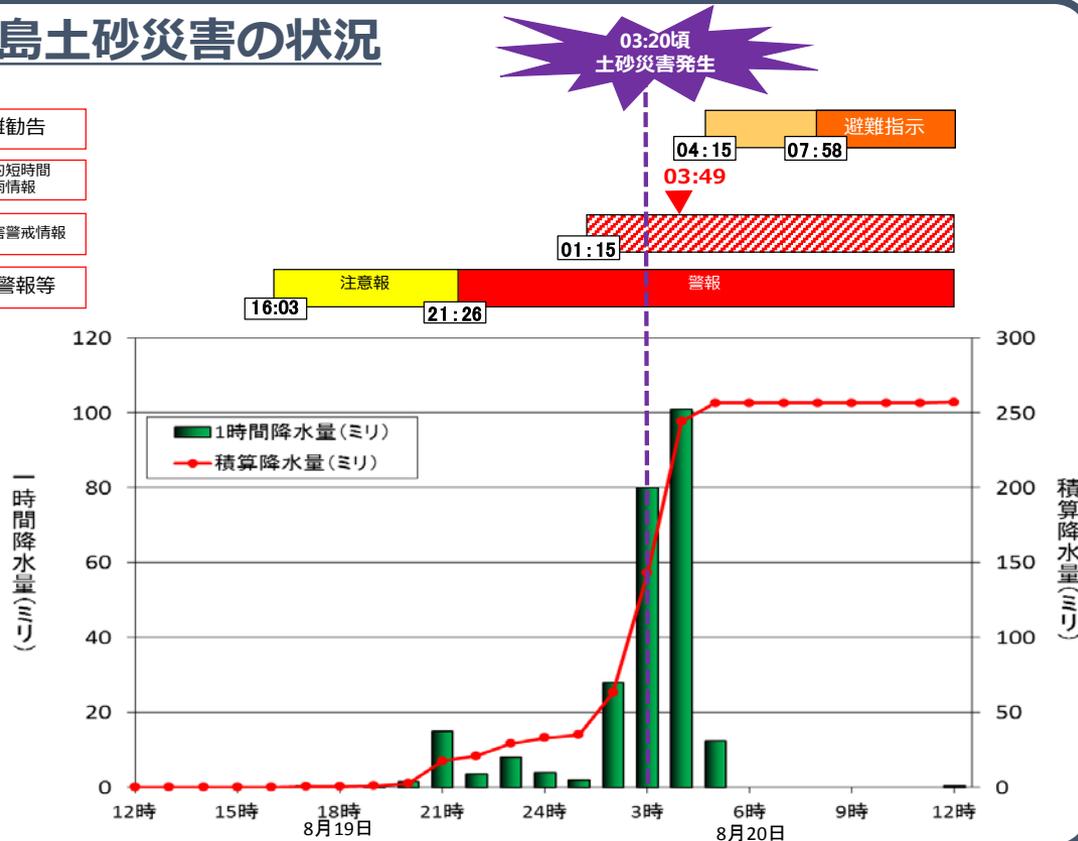
避難勧告等の発令について（基本的な考え方）

「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改定

- 夜間であっても躊躇なく「**避難勧告**」等を発令することが必要
- そのためには、以下が必要
 - ① 「**避難準備情報**」には「危険な区域の居住者に対する早めの自発的な避難の促し」という意味もあることを平時から周知しておくこと
 - ② 「**避難準備情報**」を危険な状態になる前（可能であれば明るいうち）に発令すること
 - ③ 「避難場所への移動だけが避難ではない」ことを平時から周知しておくこと
 - ④ 絞り込んだエリアに「**避難勧告**」を発令すること

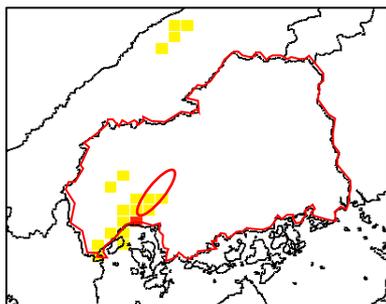
広島土砂災害の状況

- 避難勧告
- 記録的短時間大雨情報
- 土砂災害警戒情報
- 大雨警報等



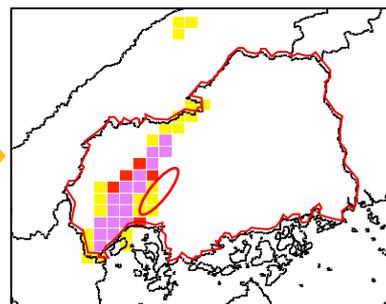
- : 実況で土砂災害警戒情報の基準を超過
- : 予想で土砂災害警戒情報の基準を超過
- : 実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過
- : 実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準を超過
- : 実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未滿

20日00:00 (00:20判明)

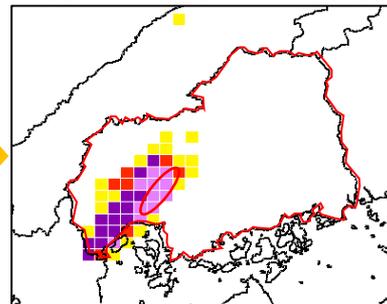


被災地のメッシュは一部が黄色

20日01:00 (01:20判明)

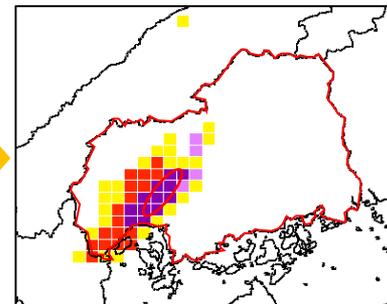


20日02:00 (02:20判明)



被災地のメッシュは薄紫
(予想で基準を超過)

20日03:00 (03:20判明)



被災地のメッシュは濃紫
(実況で基準を超過)

考え方

土砂災害警戒区域 など
地形・地質等の“空間的な危険情報”

メッシュ情報において
危険度が高まったエリア
“時間的に変化する危険情報”

避難勧告等の対象エリア
“空間 × 時間”

メッシュ情報
(時間的に変化)

土砂災害警戒区域
(空間的な危険情報)

避難勧告の
発令エリア

※イメージ

▲ 土砂災害警戒区域

予想で土砂災害警戒情報の基準超過

実況で土砂災害警戒情報の基準超過

避難勧告発令！

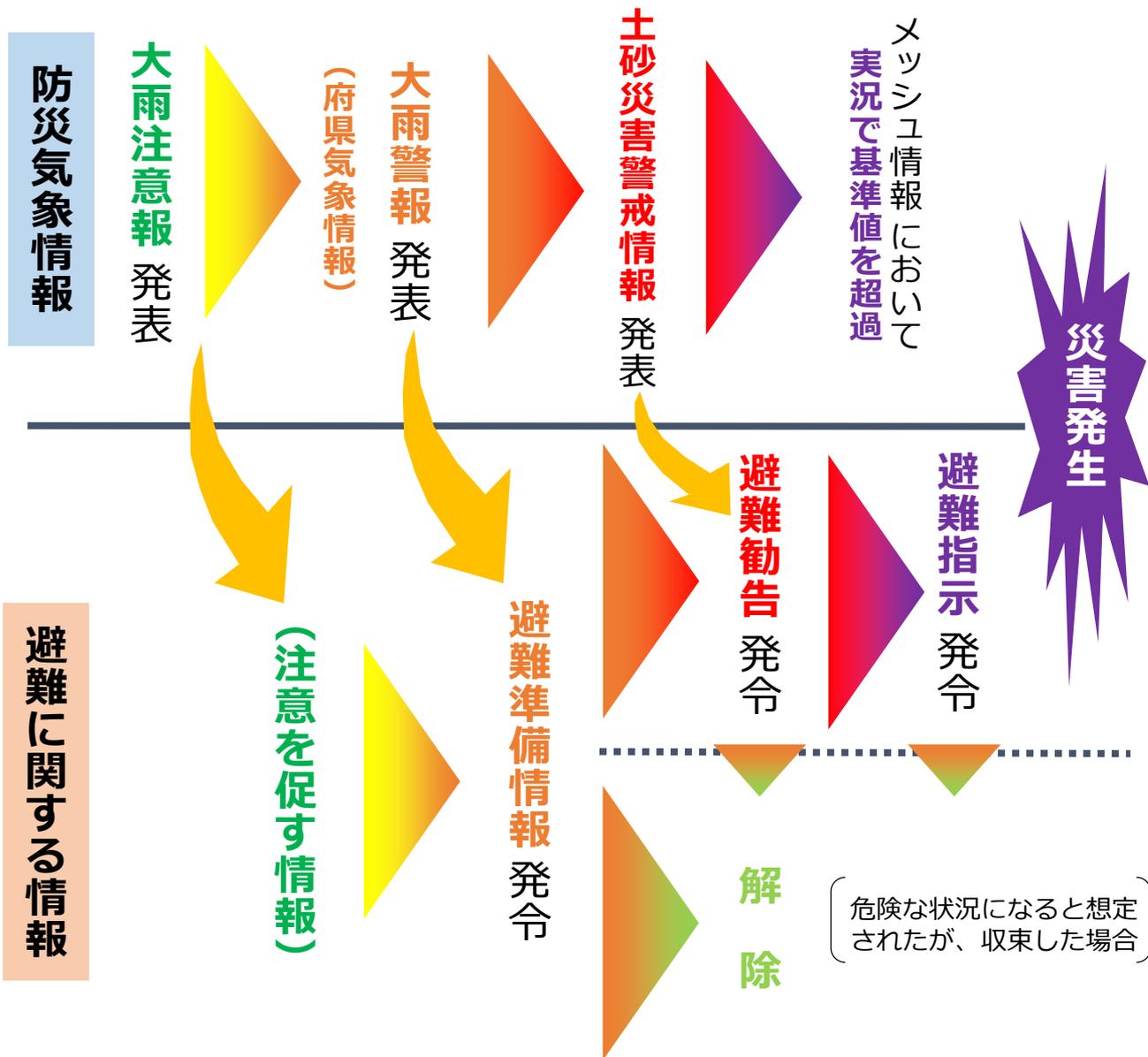
避難勧告発令！

避難指示に切替!!

PUSH型手段によって危険なエリアを
いち早く自治体担当者等に通知！

メッシュの凡例

- 実況で土砂災害警戒情報の基準を超過
- 予想で土砂災害警戒情報の基準を超過
- 実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過
- 実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準を超過
- 実況または予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準未満



ポイント

夜間にかけての豪雨

夜間にかけて豪雨が継続すると想定される場合等は、明るい時間帯から早めに避難準備情報を発令

発令

必ずしも避難準備情報から避難勧告・指示に段階的に上がるわけではない。はじめから避難指示が発令されるケースや避難準備情報の発令のみで終わる場合もある。

解除

土砂災害は降雨が終わった後も発生するため、今後の気象情報や関係機関からの助言をもとに総合的に判断し解除する。

「指定緊急避難場所」と「指定避難所」との違い

「指定緊急避難場所・指定避難所の指定のためのガイドライン（案）」の策定

○指定緊急避難場所（※市町村が指定）

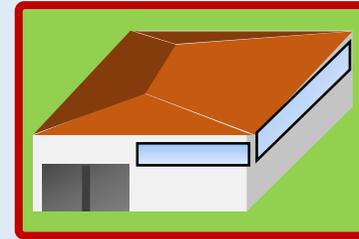
災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
土砂災害、洪水、津波、地震等のハザード別に指定



土砂災害に対応した
指定緊急避難所

○指定避難所（※市町村が指定）

災害の危険に伴い避難をしてきた人々が
一定期間滞在する場所



広島土砂災害においては、土砂災害に適さない避難所に自主避難した住民1名が土砂災害に遭遇し亡くなった

- 「指定緊急避難場所」について次のような課題が存在
 - ① 市町村による「指定緊急避難場所」の指定が進んでいない
 - ② 既に指定されているものについても、避難場所が「ハザード別」に指定されていることについて、十分に周知されていない
- 「指定避難所」と「指定緊急避難場所」とを兼ねて指定されているケースもあり、両者の違いが十分に認識されていない



市町村

- 各ハザードに適した「指定緊急避難場所」の指定を促進
- 住民への周知を徹底

住民

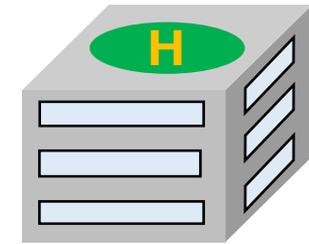
- 避難先として考えている施設が土砂災害から安全か（山際でないか等）を自ら点検し、市町村にも確認

外出の危険度に応じた避難場所

ここへの早めの避難が原則

○「指定緊急避難場所」(※市町村が指定)

- ・災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
- ・土砂災害、洪水等のハザード別に異なることに注意



大雨等により指定緊急避難場所までの移動が危険な状況では

○「緊急的な待避場所」

- ・自らの判断で「近隣の堅牢な建物」(近隣の鉄筋コンクリート造の建物等)に緊急的に待避することもあり得る
- ・そのため平時から適切な待避場所を確認しておくことが必要



近隣の鉄筋コンクリート造の建物

外出すら危険な状況では

○「屋内における安全確保」(垂直避難)

自宅内の上層階で山からできるだけ離れた部屋等へ移動



災害・避難カード (●●地区××)

災害	避難行動 (避難する場所)	避難開始の目安	注意すべき情報 (避難準備の目安)
A川のはん濫	立ち退き避難 (A市民会館)	はん濫危険情報 はん濫警戒情報	はん濫注意情報
土砂災害	立ち退き避難 (Bマンション)	土砂災害警戒情報	大雨警報
津波	立ち退き避難 (Tタワー)	大津波警報 津波警報	地震に関する情報

「災害・避難カード」

自主防災組織内でお互いに教えないながら、住民自らが居住地のリスクや避難先、避難経路等を点検し、採るべき避難行動を整理して作成

自発的な早めの避難を促進

災害に強いまちづくり

- レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域）** に指定 
 - 一定の開発行為の制限
 - 建築物の構造規制

既に開発済みの地区

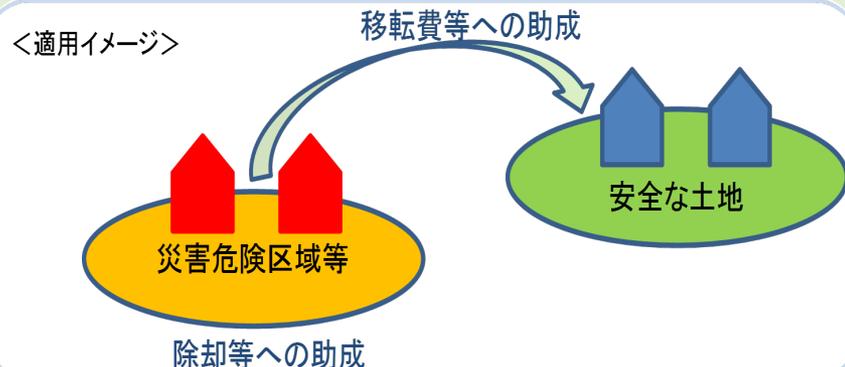
- 説明会の実施、掲示・回覧板、個別郵送等、様々な手段により リスク情報を共有し、危険性を注意喚起
- 建築物の移転・改修等を行わなければ、生命に関わる危険があることを居住者は理解することが必要
- 移転・改修への 補助・融資制度について周知

今後開発予定の地区

- 開発動向を捉えて、土砂災害警戒区域を事前に指定することで、開発業者と リスク情報を共有
- 特に特別警戒区域に相当する地区については、指定を開発前に終えることにより、住宅・学校・病院等の開発許可、不動産取引における重要事項説明の義務付け
- 建築基準法に基づく 「災害危険区域」 を定めることで住宅建築を禁止することも有効

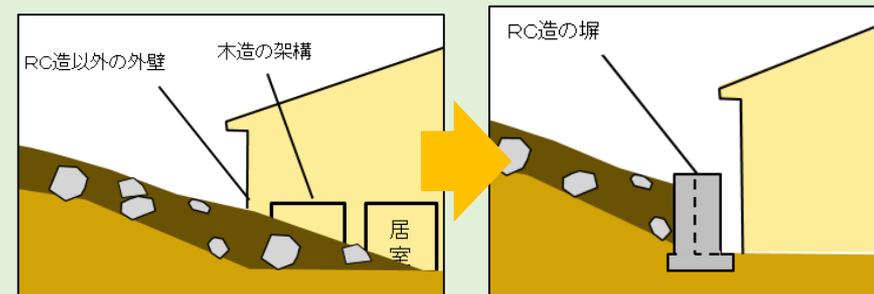
住宅移転への支援

- 「住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）」
- 住宅金融支援機構による「地すべり等関連住宅融資」



住宅改修への支援

- 「住宅・建築物安全ストック形成事業」による、土砂災害に対して構造耐力上安全でない既存建築物の改修への支援（H26補正予算で創設）



移転・改修への補助・融資については、上記の他、地方自治体が独自に財政支援措置を設けていることがある

迅速な応急活動

救助・安否確認活動の迅速化

- ・二次災害に巻き込まれないよう最大限に注意
- ・土砂災害の専門家等からの助言に留意
- ・人命救助、安否確認のため、関係機関が連携して活動・情報共有



緊急的な応急復旧支援の実施

- ・地元の建設企業とあらかじめ協定を締結し、応急復旧支援を受ける体制を確保
- ・国が緊急的な応急復旧作業を機動的に支援する体制の充実・強化



ボランティアとの積極的な連携

- ・ボランティア団体において、大規模災害発生時の連絡・調整窓口となる新しい組織づくりを検討する動き
- ・国はこの動きを注視しつつ、災害発生時に行政とボランティア団体との情報共有・連携を強化



被災者に対する心のケア

- ・DPAT活動にあたっては、被災者のニーズを把握し、必要な支援を提供
- ・広島土砂災害のノウハウを共有し、今後を活用

